

あなたも「ボランティア」してみませんか？

ボランティア登録制度

市では、市民の皆さんのボランティア活動を推進するため「ボランティア登録制度」を設けています。活動の内容は、市が関わるさまざまな催しや行事への参加や協力です。ボランティア活動に興味、意欲のあるあなたの登録をお待ちしています。

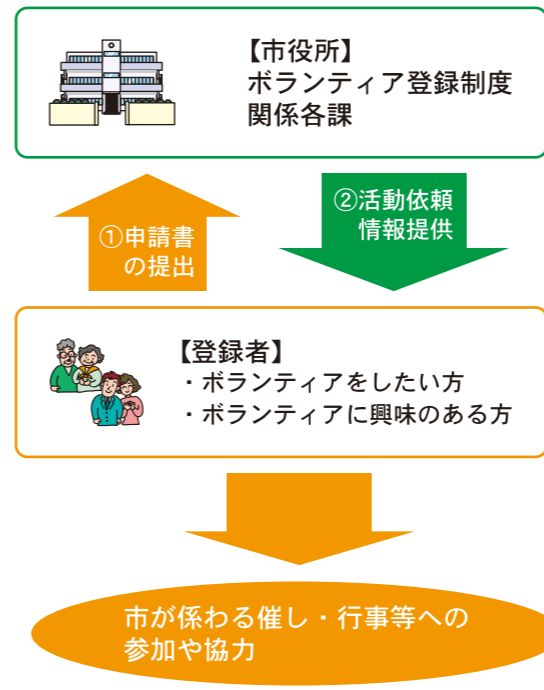
なお、ボランティア登録制度の活動は「高齢者・元気度

アップポイント事業」の対象事業となるものもあります。

登録から活動まで

①登録申請書の提出
登録したい制度の各担当課へ登録申請書を提出します（申請書提出後、市の審査が必要な制度もあります）。制度内容ごとに申請書が異なりますので、各担当課にお問い合わせ

●活動までの流れ



●ボランティア登録制度の概要

登録制度名称	主な内容	担当部署
交通安全ボランティア	・通学路等で子どもの通学状況の監視・誘導 ・交通安全の日・交通安全運動期間中の街頭指導	総務課危機管理対策係 TEL76-1086
災害ボランティア	・大きな災害時の救援物資の運搬、整理 ・避難所の管理補助	総務課危機管理対策係 TEL76-1086
外国語ボランティア	・相談、イベント等での通訳 ・文書等の翻訳	企画調整課企画調整係 TEL76-1089
環境ボランティア	・河川、海岸の漂着ゴミ等の撤去、清掃 ・環境美化活動	市民生活課環境整備係 TEL76-1097
産業観光ボランティア	・観光客に対する本市の産業・観光・自然等の魅力の説明、案内 ・市内まち歩き・体験ツアーの企画	市観光協会事務局 (水産商工課内) TEL76-1668
枕崎市おれんじボランティア	・認知症カフェの手伝い ・認知症サポーター養成講座の手伝い等	地域包括支援センター TEL73-5131
スポーツボランティア	・スポーツ行事の運営の手伝い ・各種スポーツ教室での指導補助	スポーツ・文化振興課 スポーツ振興係 TEL76-1348
まくらざき学校応援団	・児童生徒の学習支援(毛筆、ミシン、調理、戦争体験談、楽器指導、スポーツ指導、読み聞かせ活動等) ・環境整備(学校敷地の除草、害虫駆除等) ・安全指導(登下校の声かけ、見学学習時の安全確保等)	生涯学習課生涯学習係 TEL76-1286
枕崎市立図書館ボランティア	・市立図書館での絵本、紙芝居の読み聞かせ ・市立図書館での行事や研修会へ参加	生涯学習課生涯学習係 TEL76-1286
ふるさと案内ボランティア	・市の文化財の案内 ・枕崎の考古、民俗、歴史等の紹介	生涯学習課公民館係 TEL72-2221
趣味・特技指導ボランティア	・自分の趣味・特技、得意分野を生かし、子ども会活動や市民の学習活動の場で指導	生涯学習課公民館係 TEL72-2221

合わせてください（申請書は、市のホームページからダウンロードできます）。

②活動依頼・情報提供
登録後は、それぞれの登録制度の担当課からその都度、活動

の依頼が電話等であり、活動によるケガや他人の財産を破壊した場合等の保険については、基本的には市が加入している「市民総合賠償補償保険」とします。

※各制度の詳細については、各担当課にお問い合わせください。

■問合せ 企画調整課政策推進係
TEL 76 1090

商店街活性化に補助制度

魅力ある商店街づくりへ

■がんばる商店街支援事業

新商品開発やイベントなどのソフト事業や街路施設整備などのハード事業を行う商店街団体等に補助します。

■対象事業

- ・ソフト事業 事業費30万円以上で新商品開発、地域資源活用、伝統・文化復活、後継者育成、IT・情報化推進、地域通貨・共通商品券等発行、イベントなどの事業
- ・ハード事業 事業費300万円以上で街路施設整備、駐車場等施設整備、交流施設等整備、イベント広場等整備などの事業

補助対象者 商工業者等を構成員として設立された法人または団体

■補助金額

- ・ソフト事業 補助対象経費の3分の1以内の額（限度額50万円）
- ・ハード事業 補助対象経費の5分の1以内の額（限度額1000万円）

■商店等新規出店支援事業

枕崎市都市計画用途地域の商業地域および近隣商業地域に属する地域または枕崎市通り会連合会の主要道路に面する場所において、新規に出店する場合に賃借料および新築費、改修費の一部を補助します。

■対象事業

- ①新店舗および駐車場に係る賃借料(出店した月から起算して2年間分)
- ②出店するために必要な店舗の新築費、改修費、改装費、新店舗および駐車場に利用するための敷地整備費(建物の解体撤去費を除く)

補助対象者 新規出店者

■補助金額

- ・対象事業① 月額3万円（最大24カ月）
- ・対象事業② 月額50万円
- 問合せ 水産商工課商工振興係 TEL76-1667

育児・介護休業

育児・介護休業法が改正されました

育児休業を取得しやすくなるため、育児・介護休業法が改正されました。柔軟で取得しやすい育児休業制度に変わるほか、育児休業を取得しやすい職場環境づくりなどに事業主が取り組む必要があります。

令和4年4月1日からは次の点が変わります

- ①事業主は、研修の実施、相談窓口設置など育児休業を取得しやすい職場環境づくりのための措置を行うことが義務になります。
- ②労働者から本人または配偶者の妊娠・出産について申し出を受けた事業主が、その労働者に対して、個別に育児休業に関する制度等を周知し、また、育児休業を取得するかどうか労働者の意向を確認することが義務になります。
- ③期間を定めて雇用される労働者が育児休業または介護

休業を取得する際の、勤続1年以上の要件が廃止されます。

令和4年10月1日からは次の点が変わります

- ①「産後パパ育休」が新設されます。子の出生後8週間以内の4週間以内で、2回に分けて育児休業を取得できるようになります。
- ②「産後パパ育休」以外でも、育児休業を1歳までの間に2回まで分割して取得できるようになります。
- ③1歳以降の育児休業を、夫婦で交代して取得できるようになります。また、やむを得ない事情がある場合は、再度取得できるようになります。

令和5年4月1日からは次の点が変わります

常時雇用する労働者数が1000人を超える企業は、育児休業取得率を公表すること

マイナンバーカードに関する窓口時間延長・日曜日開庁について

仕事などで平日の昼間に市役所へ行くことができない方のために、窓口時間の延長および日曜日の開庁を行っています。

- 時間延長 毎週木曜日 午後7時30分まで
- 日曜日開庁 毎月第2・第4日曜日 午前8時30分～午後5時15分
- 問合せ 市民生活課市民係 TEL76-1093



が義務になります。終業規則の見直しは必要です。鹿児島労働局ホームページをご覧ください。

詳しくは、鹿児島労働局へお問い合わせください。

■問合せ 鹿児島労働局雇用環境・均等室 TEL099-2238239